

福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 用語の定義

現場閉所型

(1) 週休2日

- ① 週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

また、受注者の責によらず土日（またはあらかじめ指定した曜日）に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督職員に連絡した上で、当該週単位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなすことができる。

- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

交替制

現場閉所による週休2日が困難な工事※において、現場は閉所せずに、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の休日確保に取り組むものである。

※ 維持管理工事等、緊急性が高く、休日に作業が必要な工事、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）等

(1) 週休2日

- ① 週単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。
- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合。なお、当該工事に従事した期間が1週間に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

3. 達成基準

現場閉所型

(1) 週単位の週休2日

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間内であっても、対象外期間等により7日間に満たない週は達成判断の対象に含めないものとする。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

交替制

(1) 週単位の週休2日

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で休日率が28.5%（2日/7日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

4. 対象工事

福岡市が発注する営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 緊急を要する工事（災害復旧工事、緊急修繕工事など）
- ② 工事期間が短い工事（契約工期1カ月未満、現場施工期間1週間未満）

5. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、工事着手後においても再度協議を行い、取り組み内容を変更することができる。

①週休2日Ⅰ型・週休2日Ⅰ型（交替制）

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

②週休2日Ⅱ型・週休2日Ⅱ型（交替制）

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

発注方式	週単位	月単位	通期
週休2日Ⅰ型 週休2日Ⅰ型（交替制）	受注者希望 により実施	必須	必須
週休2日Ⅱ型 週休2日Ⅱ型（交替制）	受注者希望 により実施	受注者希望 により実施	必須

6. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）または休日率の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

	労務費（複合単価）	現場管理費	市場単価等
① 週単位の週休2日	1.02	1.01	別紙①
② 月単位の週休2日	1.02	-	別紙①
③ 通期の週休2日	-	-	-

単位施工単価は、ベース単価となる複合単価に含まれる労務単価に補正係数を乗じて補正して算定する。

[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]

$$\begin{array}{l} \text{週休2日} \\ \text{補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、} \\ \text{補正係数を乗じた} \\ \text{労務価格を用い算定した} \\ \text{ベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

[工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合]

$$\begin{array}{l} \text{週休2日} \\ \text{補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、} \\ \text{補正係数を乗じた} \\ \text{労務価格を用い算定した} \\ \text{ベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市の} \\ \text{シフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市の} \\ \text{ベース単価} \end{array}}$$

(2) 積算及び変更方法

① 週休2日 I 型・週休2日 I 型（交替制）

「月単位の週休2日」の達成を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）または休日率の達成状況を確認し、「週単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行う。

② 週休2日Ⅱ型・週休2日型（交替制）

「通期の週休2日」の達成を前提に、労務費の補正を行わず工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）または休日率の達成状況を確認し、「週単位の週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、現場説明書及び特記仕様書への記載により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、別記ⅠA、Bの記載例を参考にするものとする。

8. 現場閉所（現場休息）・休日率の確認方法等

現場閉所型

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工

期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、統括安全衛生管理義務者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、同法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際などに、統括安全衛生管理義務者である受注者が現場休息となる日における代理者について事前に調整を行う。

(2) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する、猛暑による作業不能日数を考慮するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 工事成績評価

週休2日を達成できた場合、工程管理の項目で評価する。なお、通期の週休2日が達成できなかった場合は、工程管理において、休日の確保の取り組みが不十分であることを踏まえた評価を行う。

交替制

(1) 休日の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、技術者及び技能労働者毎の休日日数の予定を記載した「休日取得計画書」を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

② 工事着手後

- ・ 受注者は、監督職員による休日の状況の確認のため「休日取得実績報告書」に休日日数を記載し、監督職員に提出する。
- ・ 監督職員による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

③ その他留意事項

- ・ 休日率の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(2) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する、猛暑による作業不能日数を考慮する（別記2）など適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 工事成績評価

週休2日を達成できた場合、工程管理の項目で評価する。なお、通期の週休2日が達成できなかった場合は、工程管理において、休日の確保の取り組みが不十分であることを踏まえた評価を行う。

9. 工期の変更

受注者は、当該工事の契約工期の中で週休2日を確保するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更はできない。ただし、受注者の責によらず工期に遅れが発生した場合、週休2日の確保を考慮した工期延期により達成を目指す。工期延期が難しい場合は、受発注者間で協議して必要最小限の期間を対象期間外とすることができる。受注者は現場閉所の対象期間外となった場合も技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。なお、工期の変更においては、契約書第23条の規定に基づき行うものとする。

附則

本実施要領は、令和3年4月1日以降に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

令和4年8月1日改定

令和6年4月1日改定

令和6年10月1日改定

令和8年4月1日改定

令和8年8月1日改定

(別記 1) A 現場説明書等における記載例 現場閉所型

(1) 現場説明書

① 週休 2 日 I 型の場合

本工事は、週休 2 日 I 型（受注者が工事着手前に「週単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日は必須）の対象工事である。

② 週休 2 日 II 型の場合

本工事は、週休 2 日 II 型（受注者が工事着手前に「週単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休 2 日は必須））の対象工事である。

(2) 特記仕様書

週休 2 日工事

1. 週休 2 日工事の対象工事について

本工事は、週休 2 日工事の対象工事であり、週休 2 日を前提とした工期を設定している。

2. 発注方式について（該当事項○印）

- ・週休 2 日 I 型（受注者が工事着手前に「週単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日は必須））
- ・週休 2 日 II 型（受注者が工事着手前に「週単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休 2 日は必須））

3. 費用補正について

1) 週休 2 日 I 型の場合、「月単位の週休 2 日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「週単位の週休 2 日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

2) 週休 2 日 II 型の場合、「通期の週休 2 日」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正せず予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「週単位の週休 2 日」または「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。

3) 補正係数は、「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。

4. その他

1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市
ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>工事基準 >週休2日工事）

(別記Ⅰ) B 現場説明書等における記載例 交替制

(1) 現場説明書

① 週休2日Ⅰ型（交替制）の場合

本工事は、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提とした、週休2日Ⅰ型（交替制）（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日（交替制）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日（交替制）及び通期の週休2

② 週休2日Ⅱ型（交替制）の場合

本工事は、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提とした、週休2日Ⅱ型（交替制）（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日（交替制）」又は「月単位の週休2日（交替制）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日（交替制）は必須））の対象工事である。

(2) 特記仕様書

週休2日交替制工事

1. 週休2日交替制工事の対象工事について

本工事は、週休2日交替制工事の対象工事であり、週休2日交替制を前提とした工期を設定している。

2. 発注方式について（該当事項○印）

- ・ 週休2日Ⅰ型（交替制）（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日（交替制）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日（交替制）及び通期の週休2日（交替制）は必須））
- ・ 週休2日Ⅱ型（交替制）（受注者が工事着手前に「週単位の週休2日（交替制）」又は「月単位の週休2日（交替制）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日（交替制）は必須））

3. 費用補正について

- 1) 週休2日Ⅰ型（交替制）の場合、「月単位の週休2日（交替制）」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成している。休日率の達成状況を確認し、「週単位の週休2日（交替制）」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、「月単位の週休2日（交替制）」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

- 2) 週休2日II型(交替制)の場合、「通期の週休2日(交替制)」の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正せず予定価格を作成している。休日率の達成状況を確認し、「週単位の週休2日(交替制)」または「月単位の週休2日(交替制)」を達成した場合は、補正係数を変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。
- 3) 補正係数は、「福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領」を参照すること。
4. その他
- 1) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場の運営に支障がないよう配慮すること。また、発注者との連絡体制の確保について、事前に協議を行うこと。建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。
- 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事实施要領」に基づき実施すること。(福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>工事基準>週休2日工事)